

平成28年処理困難物適正処理モデル事業（大阪府堺市）

平成29年12月20日作成
近畿地方環境事務所

- 堺市では、臨海工業地帯における液状化被害及び津波浸水被害により発生する災害時処理困難物の発生場所の把握及び災害時の備えに関する事業者アンケート等を実施
- 本モデル事業の成果を活用し、平成29年3月に災害廃棄物処理計画を策定

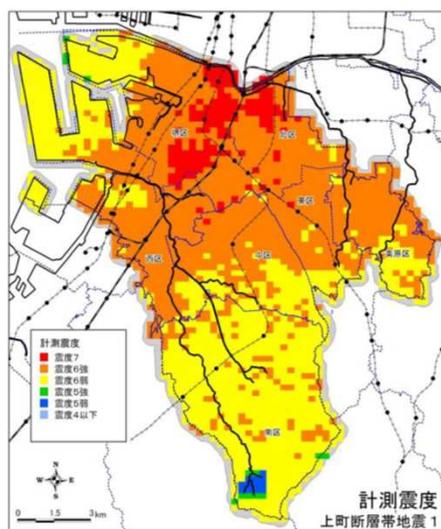
モデル事業対象地域

- 名称：堺泉北臨海工業地帯
- 範囲：南北約9 km×東西約6 km
- 立地：昭和31年から47年にかけて埋立・造成
- 特徴：石油精製、石油化学、製鋼、非鉄金属製造、製薬、火力発電所、太陽光発電所、都市ガス製造、太陽電池、液晶ディスプレイ等の工場・事業場、関連物流会社倉庫等、多岐に渡る業種が集積

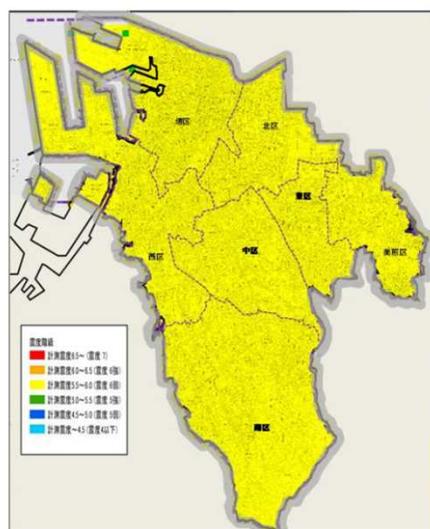
想定災害

地震による被害

- ・ 南海トラフ巨大地震：震度6弱の揺れ、激しい液状化
- ・ 上町断層帯地震：震度6強～6弱の揺れ



(a) 上町断層帯地震

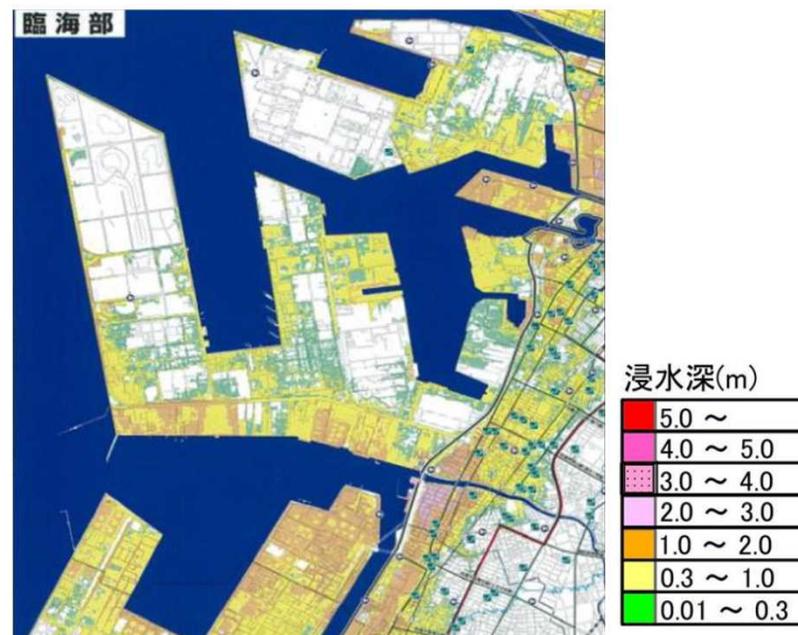


(b) 南海トラフ巨大地震（大阪府被害想定より）

〔出典：堺市地域防災計画 平成26年12月 堺市防災会議〕

津波による被害

- ・ 南海トラフ巨大地震：最大約2m 程度の浸水



〔出典：堺市地域防災計画 平成26年12月 堺市防災会議〕

モデル事業の概要

- (1) 災害時処理困難物の発生場所、処理方法等に関するケーススタディ
 - 1) 災害時処理困難物の抽出及び発生場所の把握
 - 2) 工場及び事業場による災害時への備えに係る対応状況の把握
 - 3) 災害時処理困難物の処理方法、処理先の把握
 - 4) 課題の整理及び対応策の検討
- (2) 意見交換会の実施及び関係者への情報共有

災害時処理困難物の分類(3区分)

- 対象エリアから発生が予想される処理困難物を抽出し、災害廃棄物対策指針に示される処理困難物も考慮して分類

災害時処理困難物の分類区分

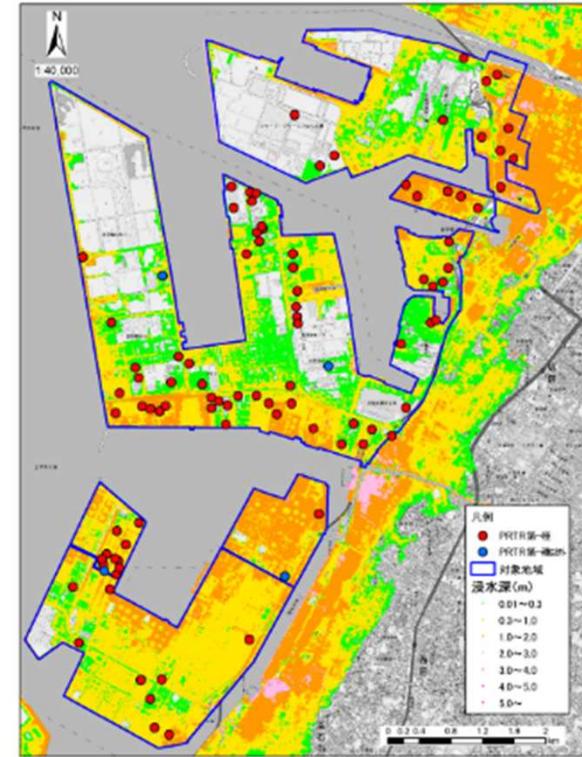
- 区分 : 比較的原因者が特定できるもの
- 区分 : 原因者の特定が困難な、大規模災害発生時に多量発生する可能性のある油等と災害廃棄物や土壌との混合物など
- 区分 : 原因者の特定が比較的困難な処理困難物

災害時処理困難物の分類

区分	対象とする廃棄物
	a. 石油精製プラント等から流出する重油 b. 化学プラント等で使用されている有機溶剤・薬品 c. 石綿(アスベスト)含有廃棄物 d. PCB含有廃棄物 e. 破損した太陽光パネル f. ガスボンベ・消火器・電池等のうち危険物等
	上記a. の付着したがれき類 上記b. に汚染された津波堆積物(海底土砂・ヘドロ等)
	上記のほか、災害廃棄物対策指針(環境省)に示される処理困難物であって、堺市の臨海工業地帯の工場・事業場から特徴的に発生が予想されるもの 有害物質を含むもの(塗料・ペンキ、カーバッテリー(中古車または自動車部品としてのスクラップ等)、廃蛍光灯(工場・事業場における使用品)) 危険性があるもの(ガソリン、エンジンオイル、(灯油は除く)、有機溶剤(シンナー等)、ガスボンベ、消火器)

災害時処理困難物の発生場所の把握

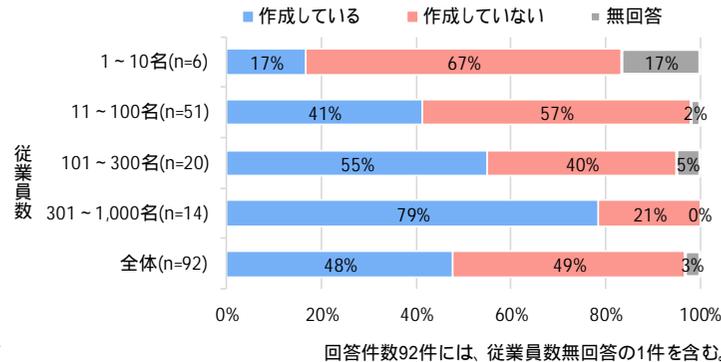
- 関係法令の届出情報を基に、災害時処理困難物の発生場所に関する情報を収集・整理
- 右図では、PRTR届出事業所の分布と、津波浸水想定区域の分布とを重ね合わせて整理
- PRTR届出事業については、登録住所を基にプロットするため、実際の化学物質の存在場所は、敷地内で異なる場合もある



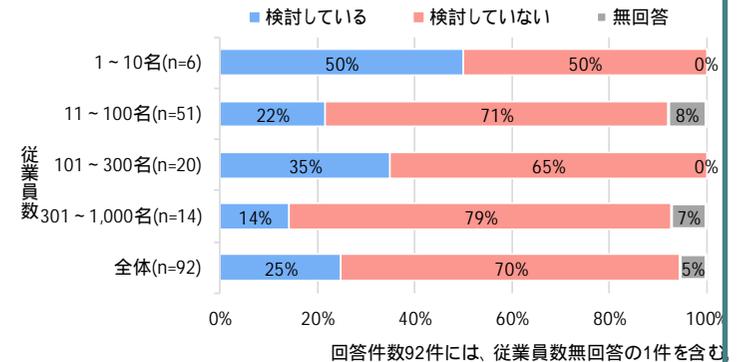
PRTR届出事業所及び津波浸水想定区域の分布

アンケート調査

- 対象地域に立地する工場や事業所について、アンケートとヒアリングを実施
- 従業員数が多いほどBCPを作成しているが、処分先検討はしていない事業所が多い
- 従業員数が少ない事業所で、処分先を検討している割合が高かった



事業継続計画(BCP)の作成状況



災害時処理困難物の具体的な処分先の検討状況